主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

論旨は、原判決が適法になした証拠の取捨、判断ないし事実の認定を非難するに帰し適法な上告理由とは認められない。よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	λ	江	俊	郎
裁判官	下 飯	坂	潤	夫
裁判官	高	木	常	七